

令和3年6月15日

令和3年第2回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	6	処分報告（貝塚市市税条例等の一部改正）の件	1
〃	7	処分報告（令和2年度貝塚市一般会計補正予算（第14号））の件	8
〃	8	繰越明許費繰越報告の件	13
〃	9	建設改良費繰越報告の件	16
〃	10	建設改良費繰越報告の件	18
〃	11	処分報告（令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第2号））の件	20
〃	12	処分報告（令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第3号））の件	24
〃	13	処分報告（令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第4号））の件	28
〃	14	令和3事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画報告の件	32
議案	30	貝塚市市税条例の一部を改正する条例制定の件	34
〃	31	貝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件	36
〃	32	貝塚市特定道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	36
〃	33	貝塚市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件	37
〃	34	（仮称）市道東貝塚駅前線外1線道路新設改良工事の工事請負契約を締結する件	38
〃	35	市道の路線を認定する件	38
〃	36	字の区域の変更及び町を新設する件	39
〃	37	令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第5号）の件	42
〃	38	令和3年度貝塚市病院事業会計補正予算（第1号）の件	46

報告第 6 号

処分報告（貝塚市市税条例等の一部改正）の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分したものであるので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 15 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

貝塚市市税条例等の一部を改正する条例制定の件

貝塚市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 3 月 31 日処分

貝塚市長 藤原 龍男

貝塚市条例第 13 号

貝塚市市税条例等の一部を改正する条例

（貝塚市市税条例の一部改正）

第 1 条 貝塚市市税条例（平成 25 年貝塚市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 4 項中「所得税法第 198 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改め、「次条第 4 項」の次に「及び第 63 条第 3 項」を加える。

第 31 条第 4 項中「所得税法第 203 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改める。

第 62 条第 1 項第 1 号中「本条、次条第 2 項及び」を「この条、次条第 2 項及び第 3 項並びに」に改める。

第 63 条に次の 2 項を加える。

3 第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第 48 条の 18 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第 2 項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第 92 条の 4 第 1 号及び第 2 号中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附則第 16 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「附則第 15 条第 19 項」を「附則第 15 条第 16 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第 15 条第 26 項」を「附則第 15 条第 23 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 28 項第 1 号」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条

第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第26項を第24項とし、第27項を第25項とする。

附則第17条の2第2項中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第17条の3 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第67条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受け

る土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第87条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第18条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第19条の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第20条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第21条を次のように改める。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置）

第21条 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。附則第42条において「令和3年改正法」という。）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

附則第22条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改

め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第23条第1項中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

4 令和2年度分の固定資産税について貝塚市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年貝塚市条例第13号）による改正前の貝塚市市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）附則第23条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第23条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第24条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第26条中「第22条条」を「第22条」に、「同条第1項」を「附則第23条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」に改める。

附則第28条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第29条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改める

。

附則第29条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める

。

附則第29条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める

。

附則第29条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める

。

附則第30条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第31条及び第32条中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第33条及び第34条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第35条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗

じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第37条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第38条中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第41条中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第42条を次のように改める。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置）

第42条 令和3年改正法附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

附則第42条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第42条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第42条の7第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第43条第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第62条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第66条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第12条第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（貝塚市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 貝塚市市税条例の一部を改正する条例（令和2年貝塚市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、貝塚市市税条例第51条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、貝塚市市税条例第52条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、貝塚市市税条例第54条の改正規定中「第54条第4項」を「第54条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、貝塚市市税条例附則第3条第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の貝塚市市税条例（以下「新条例」という。）第30条第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う新条例第30条第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った第1条の規定による改正前の貝塚市市税条例（次項において「旧条例」という。）第30条第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第31条第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第30条第4項に規定する電磁的方法による新条例第31条第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った旧条例第30条第4項に規定する電磁的方法による旧条例第31条第4項に規定する申告書に

記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 7 号

処分報告（令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第14号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 15 日 提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第14号）の件

令和2年度貝塚市一般会計補正予算（第14号）の件

令和2年度貝塚市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ268,950千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,956,778千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の廃止は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和3年3月31日処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方特例交付金		42,000	57,972	99,972
	1. 地方特例交付金	42,000	57,972	99,972
14. 国庫支出金		17,317,215	3,181	17,320,396
	2. 国庫補助金	11,393,879	3,181	11,397,060
15. 府支出金		2,924,251	26,165	2,950,416
	2. 府補助金	590,126	26,165	616,291
16. 財産収入		26,342	3,569	29,911
	2. 財産売払収入	330	3,569	3,899
17. 寄附金		739,942	10,455	750,397
	1. 寄附金	739,942	10,455	750,397
18. 繰入金		1,927,178	13,530	1,940,708
	1. 基金繰入金	1,922,407	13,530	1,935,937
20. 諸収入		512,721	154,078	666,799
	4. 収益事業収入	80,000	75,614	155,614
	5. 雑入	252,664	78,464	331,128
歳	入	合	計	
		47,687,828	268,950	47,956,778

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		13,331,631	148,280	13,479,911
	1. 総務管理費	12,574,274	180,000	12,754,274
	3. 戸籍住民基本台帳費	282,038	△31,720	250,318
3. 民生費		17,365,138	△80,032	17,285,106
	1. 社会福祉費	6,741,864	1,702	6,743,566
	2. 児童福祉費	7,481,458	△81,734	7,399,724
4. 衛生費		3,803,556	△257,052	3,546,504
	1. 保健衛生費	834,426	155	834,581
	2. 清掃費	1,734,785	△257,507	1,477,278
	3. 病院費	980,100	300	980,400
7. 商工費		587,864	△99,000	488,864
	1. 商工費	587,864	△99,000	488,864
8. 土木費		3,507,841	△140,267	3,367,574
	5. 都市計画費	1,711,694	△140,267	1,571,427
11. 公債費		3,166,243	△16,548	3,149,695
	1. 公債費	3,166,243	△16,548	3,149,695
12. 諸支出金		4,821	713,569	718,390
	1. 公共施設等整備基金	4,771	373,569	378,340
	3. 財政調整基金	0	340,000	340,000
歳 出	合 計	47,687,828	268,950	47,956,778

第 2 表 繰越明許費補正

(廃止)

(単位 千円)

款	項	事	業	名	金	額
4.	衛生費	2.	清掃費			
				塵芥収集事業		2,166

報告第 8 号

繰越明許費繰越報告の件

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年度貝塚市一般会計予算の繰越明許費の繰越計算書を、次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 15 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

令和2年度 貝塚市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		財源		
						国・府支出金	地方債	その他		円
2.	総務費	1.	文書事務	円 12,923,000	円 12,922,000	円 0	円 0	円 1,000		
2.	総務費	1.	町会活動支援事業	5,000,000	4,999,000	0	0	1,000		
2.	総務費	2.	固定資産税賦課事務	33,550,000	33,549,000	0	0	1,000		
3.	民生費	1.	社会福祉費 地域生活支援事業	971,000	970,000	0	0	1,000		
3.	民生費	1.	社会福祉費 障害者手帳所持者(成年)へのプレミアム 商品券配付事業	66,336,000	66,335,000	0	0	1,000		
3.	民生費	2.	児童福祉費 未成年者へのプレミアム商品券配付事業	206,757,000	206,756,000	0	0	1,000		
7.	商工費	1.	商工費 プレミアム付商品券事業	27,117,000	27,116,000	0	0	1,000		
8.	土木費	1.	道路橋梁費 東貝塚駅前広場アクセス道路等整備事業	220,000,000	20,000,000	0	0	3,000,000		
8.	土木費	5.	都市計画費 バリアフリー化整備推進事業 (JR東貝塚駅)	77,030,000	20,000,000	0	0	5,030,000		

8.	土木費	6.	住宅費	市営住宅官民連携事業	644,461,000	640,386,000		368,238,000	158,884,000	0	113,264,000
9.	消防費	1.	消防費	危機管理対策事業(臨時)	10,483,000	9,053,000		9,051,000		0	2,000
10.	教育費	2.	小学校費	学校保健特別対策事業	13,200,000	13,200,000		13,198,000		0	2,000
10.	教育費	2.	小学校費	小学校管理事業(臨時)	104,795,000	104,795,000		13,370,000	67,700,000	0	23,725,000
10.	教育費	2.	小学校費	小学校トイレ改修事業	21,884,000	21,884,000		3,321,000	13,800,000	0	4,763,000
10.	教育費	2.	小学校費	小学校屋内運動場空調設備設置及び照明LED化事業	29,137,000	26,367,000			25,000,000	0	1,367,000
10.	教育費	3.	中学校費	学校保健特別対策事業	6,800,000	6,800,000		6,798,000		0	2,000
10.	教育費	3.	中学校費	中学校管理事業(臨時)	195,522,000	195,522,000		47,368,000	119,800,000	0	28,354,000
10.	教育費	5.	社会教育費	孝恩寺修理事業	6,250,000	3,054,500				0	3,054,500
10.	教育費	6.	保健体育費	体育施設運営事業	12,960,000	11,088,000		11,087,000		0	1,000
		合計			1,696,320,000	1,484,833,500	20,000,000	825,078,000	457,184,000	0	182,571,500

報告第 9 号

建設改良費繰越報告の件

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年度貝塚市水道事業会計予算に係る建設改良費の繰越計算書を、次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 15 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

令和2年度貝塚市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						企業債	損益勘定 留保資金			
1.	資本的支出	1. 建設改良費								
		小瀬神前線配水 管布設替工事(そ の4)	円 45,650,000	円 0	円 45,650,000	円 30,000,000	円 15,650,000	円 0	円 0	関係者との調整に日 時を要したことによ り、やむなく繰越しを 必要とした。

報告第 10 号

建設改良費繰越報告の件

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年度貝塚市下水道事業会計予算に係る建設改良費の繰越計算書を、次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 15 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

令和 2 年度貝塚市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	麻生中処理 分区污水管 布設工事第 18 工区	円 13,473,900	円 0	円 13,473,900	円 4,554,000	円 7,000,000	円 1,919,900	円 0	円 0	本工事箇所にお いて、住民との日 程調整で着手可 能時期が大幅に 遅れたことによ る。
		津田雨水ボ ンプ場及び 二色の浜雨 水ポンプ場 建設工事委 託	円 190,330,000	円 0	円 190,330,000	円 95,165,000	円 95,100,000	円 65,000	円 0	円 0	円 0

報告第 11 号

処分報告（令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである。同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 15 日 提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号）の件

令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第2号）の件

令和3年度貝塚市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,164,407千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月14日処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		7,041,319	90,848	7,132,167
	2. 国庫補助金	806,272	90,848	897,120
歳 入 合 計		39,073,559	90,848	39,164,407

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		16,690,728	90,848	16,781,576
	2. 児童福祉費	6,855,677	90,848	6,946,525
歳 出 合 計		39,073,559	90,848	39,164,407

報告第 12 号

処分報告（令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第 3 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 15 日 提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第 3 号）の件

令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第3号）の件

令和3年度貝塚市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86,218千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,250,625千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月25日処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		7,132,167	86,218	7,218,385
	2. 国庫補助金	897,120	86,218	983,338
歳入合計		39,164,407	86,218	39,250,625

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		16,781,576	86,218	16,867,794
	2. 児童福祉費	6,946,525	86,218	7,032,743
歳 出	合 計	39,164,407	86,218	39,250,625

報告第 13 号

処分報告（令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第 4 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 15 日 提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第 4 号）の件

令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第4号）の件

令和3年度貝塚市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,274千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,257,899千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 繰入金		2,102,604	7,274	2,109,878
	1. 基金繰入金	2,097,816	7,274	2,105,090
歳入合計		39,250,625	7,274	39,257,899

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		3,379,732	7,274	3,387,006
	6. 保健体育費	178,678	7,274	185,952
歳	出	合	計	
		39,250,625	7,274	39,257,899

報告第 14 号

令和 3 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画報告の件

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 3 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の事業計画を次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 15 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

令和 3 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画

事業の方針
<p>【方針】</p> <p>方針 1. 市民の参加、参画を重要視した事業運営</p> <p>方針 2. 芸術性の高い内容、演者、アーティストの選択</p> <p>方針 3. 地域との連携</p>

事業	事業の概要
コスモスシアターの管理、運営業務	<ul style="list-style-type: none">・シアターの活性化や賑わい作りを行う。・建物、備品の経年劣化を踏まえ、効率のいい施設管理を行う。・公共施設として、適切な維持管理を行う。
自主、受託事業の企画、実施業務	<ul style="list-style-type: none">・地域文化の担い手である次世代育成として、貝塚市をはじめ泉州地域の小中高生の文化活動を支援する。・貝塚市や地域との連携を活かした事業に取り組む。・上質な文化・芸術に触れる機会を提供する。・既存事業については十分な検証を行い、継続性にとらわれることなく洗練していく。・財源確保に努め、利用率の向上に向けて積極的かつ効率的な営業、宣伝活動を行う。

令和3事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団予算

令和3事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の収支予算については、次に定めるところによる。

(収支予算)

- 1 令和3事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の収支予算は、収入を233,653千円、支出を233,653千円とする。
- 2 収入支出予算の科目ごとの金額は、次による。

収入の部 (単位:千円)

大 科 目	予 算 額
基本財産運用収入	0
事業収入	230,003
雑収入	3,650
当期収入合計	233,653
前期繰越収支差額	0
収入合計	233,653

支出の部 (単位:千円)

大 科 目	予 算 額
事業支出	231,793
管理費	1,860
当期支出合計	233,653
当期収支差額	0
次期繰越収支差額	0

借入金限度額 5,000,000円

議案第 30 号

貝塚市市税条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 15 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

貝塚市条例第 号

貝塚市市税条例の一部を改正する条例

貝塚市市税条例（平成25年貝塚市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第23条第1項第2号及び第3号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなもの」を加える。

第31条第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第6条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第7条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第16条第25項中「同意導入促進基本計画」の次に「（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条第25項を同条第26項とし、同条第24項を同条第25項とする改正規定 公布の日
- (2) 第23条第1項の改正規定及び附則第7条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (3) 第16条第2項及び第31条第1項の改正規定並びに附則第6条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日
- (4) 附則第16条第25項の改正規定（同項を同条第26項とする部分を除く。）及び附則第3条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (5) 附則第16条第23項の次に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の貝塚市市税条例（以下「新条例」という。）第23条第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の貝塚市市税条例第23条第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。次項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第16条第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第16条第26項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。

議案第 31 号

貝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件
貝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。
令和3年6月15日提出

貝塚市長 藤原龍男

貝塚市条例第 号

貝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
貝塚市固定資産評価審査委員会条例（平成11年貝塚市条例第27号）の一部を次のように改正する。
。第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。
第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

貝塚市特定道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
貝塚市特定道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月15日提出

貝塚市長 藤原龍男

貝塚市条例第 号

貝塚市特定道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
貝塚市特定道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年貝塚市条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貝塚市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第1条中「特定道路を新設し、又は改築する場合における当該特定道路」を「移動等円滑化のために必要な道路」に改める。

第2条を次のように改める。

(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)

第2条 法第10条第1項の基準は、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）に定めるところによる。

第2章から第6章までを削る。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第6項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第33号

貝塚市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月15日提出

貝塚市長 藤原 龍男

貝塚市条例第 号

貝塚市都市公園条例の一部を改正する条例

貝塚市都市公園条例（平成25年貝塚市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第13号」を「第2条第15号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

(仮称) 市道東貝塚駅前線外 1 線道路新設改良工事の工事請負契約を締結する件

(仮称) 市道東貝塚駅前線外 1 線道路新設改良工事の工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 3 年 6 月 15 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

- 1 契約の目的 (仮称) 市道東貝塚駅前線外 1 線道路新設改良工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 188,276,000 円
- 4 契約の相手 堺市中区深井沢町 3252 番地
国誉・光成特定建設工事共同企業体
代表者 国誉建設株式会社
代表取締役 内村 安博

議案第 35 号

市道の路線を認定する件

道路法第 8 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定するものとする。

令和 3 年 6 月 15 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

路 線 名	起 終 点	重 要 な 経 過 地
せんごくの杜 2 号線	名越 1184 番地先から 橋本 1164 番地先まで	名越 橋本

議案第 36 号

字の区域の変更及び町を新設する件

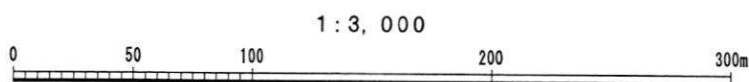
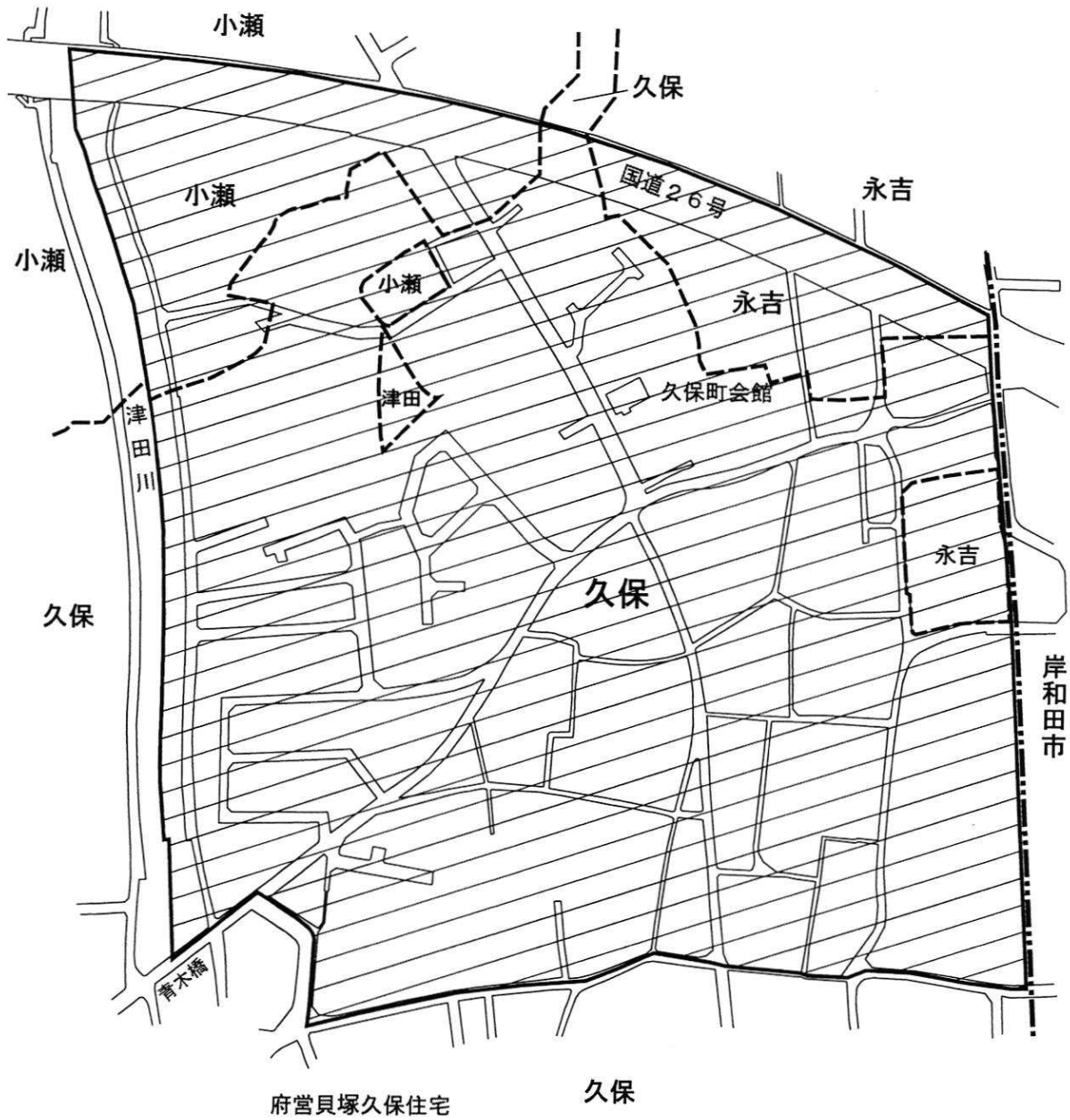
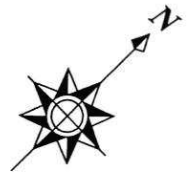
地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域及び町の名称を定めるものとする。

令和 3 年 6 月 15 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

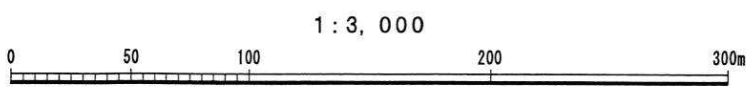
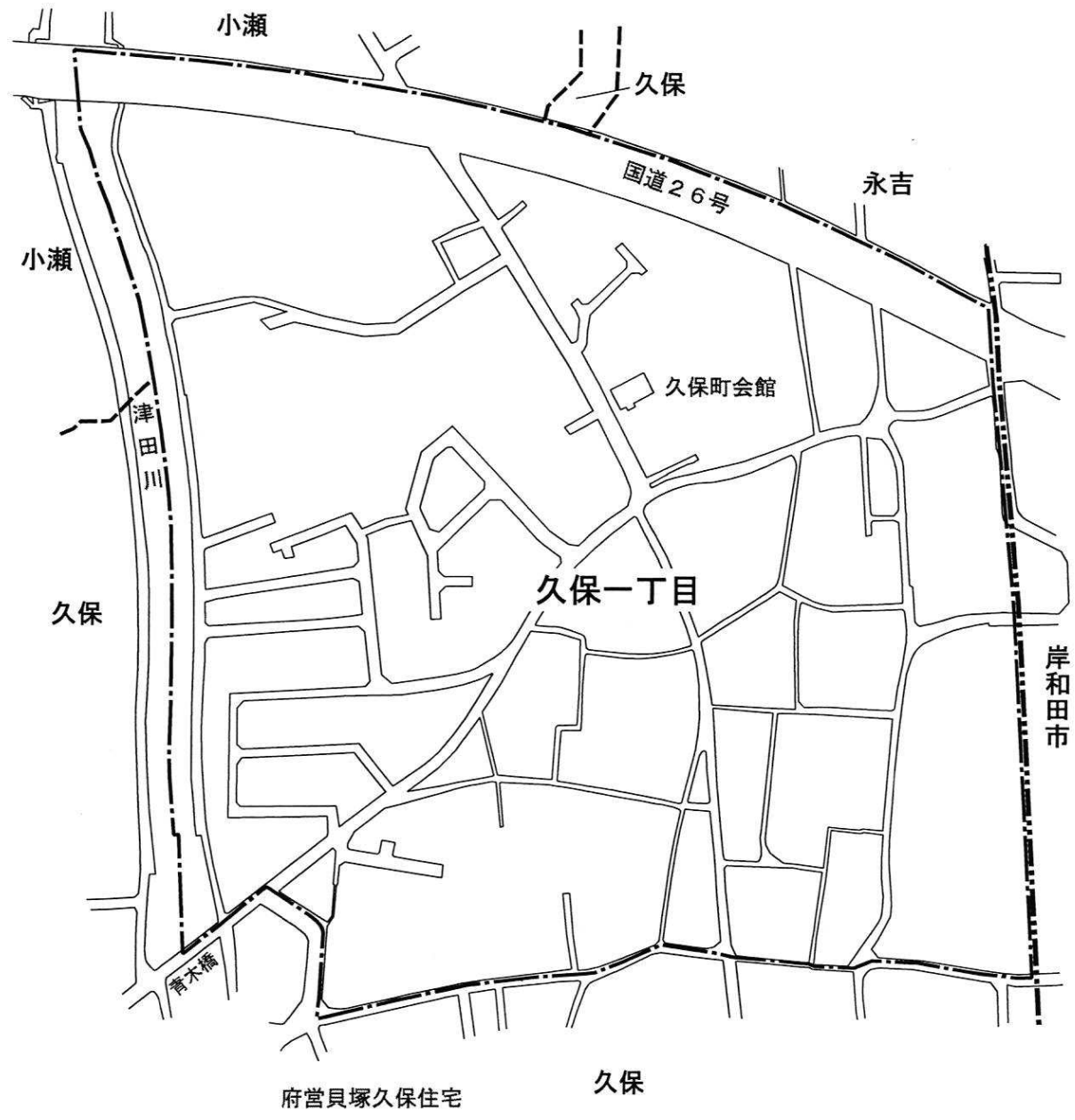
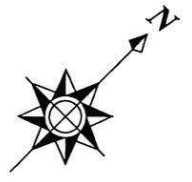
- 1 久保、小瀬、永吉及び津田の区域を別図 1 の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 別図 2 に示すとおり、1 において除いた区域をもって久保一丁目を新設する。

別図 1



凡 例	
— · — · —	行政界
- - - - -	字 界
	変更区域
久 保	字 名

別図 2



凡 例	
— · — · —	行政界
— — — —	字 界
— · — · —	新 町 界
久保一丁目	新 町 名

議案第 37 号

令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第 5 号）の件

令和 3 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 95,022 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,352,921 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 6 月 15 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		7,218,385	56,549	7,274,934
	2. 国庫補助金	983,338	56,549	1,039,887
15. 府支出金		2,911,892	4,086	2,915,978
	2. 府補助金	534,334	3,250	537,584
	3. 委託金	154,672	836	155,508
17. 寄附金		704,885	300	705,185
	1. 寄附金	704,885	300	705,185
18. 繰入金		2,109,878	31,587	2,141,465
	1. 基金繰入金	2,105,090	31,587	2,136,677
20. 諸収入		515,478	2,500	517,978
	5. 雑入	227,377	2,500	229,877
歳	入	合	計	
		39,257,899	95,022	39,352,921

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		7,456,196	35,450	7,491,646
	1. 総務管理費	6,729,217	39,317	6,768,534
	3. 戸籍住民基本台帳費	256,564	△3,867	252,697
3. 民生費		16,867,794	5,000	16,872,794
	1. 社会福祉費	6,635,202	5,000	6,640,202
4. 衛生費		3,834,703	11,220	3,845,923
	1. 保健衛生費	1,258,440	10,920	1,269,360
	3. 病院費	980,102	300	980,402
8. 土木費		3,335,292	35,000	3,370,292
	5. 都市計画費	1,864,612	35,000	1,899,612
10. 教育費		3,387,006	8,352	3,395,358
	1. 教育総務費	412,490	836	413,326
	2. 小学校費	1,486,726	7,216	1,493,942
	5. 社会教育費	503,049	300	503,349
歳 出	合 計	39,257,899	95,022	39,352,921

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
ブランディング・シテイプロモーション事業 (店舗誘致及び開業運営支援)	令和3年度～令和7年度	90,000千円

議案第 38 号

令和 3 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 1 号）の件

第 1 条 令和 3 年度貝塚市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度貝塚市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（3）主要な建設改良事業

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
医療機械器具及び備品	112,941千円	300千円	113,241千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 事業収益	7,571,212千円	400千円	7,571,612千円
第 2 項 医業外収益	738,097千円	400千円	738,497千円
	支	出	
第 1 款 事業費用	7,766,219千円	1,225千円	7,767,444千円
第 1 項 医業費用	7,481,437千円	1,225千円	7,482,662千円

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	883,482千円	300千円	883,782千円
第 3 項 他会計補助金	0千円	300千円	300千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,165,019千円	300千円	1,165,319千円
第 1 項 建設改良費	552,397千円	300千円	552,697千円

第 5 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
（3）建設改良費	552,397千円	300千円	552,697千円

第 6 条 予算第 8 条中「医療消耗備品購入」を「医療消耗備品等購入」に、「101千円」を「801千円」に改める。

令和 3 年 6 月 15 日提出

貝塚市長 藤原 龍男

